



福島医発第2612号(地)
平成23年 3月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

震災に関する保険診療上の取扱いについて

今般の震災に関する保険診療上の取扱いについて、現場で混乱が生じているとの声が寄せられていることから、日本医師会より、別添の事務連絡(Q&A)が発出されましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- Q. 一部負担金等が猶予される被災者であって、被保険者証がなく、本人が社保か国保のどちらか分からない場合はどのように対応したらよいか？
- A. 社保か国保が不明なことをカルテに記載の上、一部負担金等を猶予してください。
- Q. 診療で支援医薬品を使用した場合の取扱いについては、どのように考えたらよいか？
- A. 明らかに支援医薬品と分かるもの以外は、被災地での医療現場の混乱を最小限にするために、請求して構いません。
- Q. 救護所、避難所救護センター等での医療行為は、どこに請求することになるのか？
- A. 救護所、避難所救護センター等は保険医療機関ではなく、災害救助法に基づく施設であるため、原則、医療に要した費用は県、市町村に請求することになります。詳細については、県、市町村と相談してください。

(保 257) F

平成 23 年 3 月 24 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

震災に関する保険診療上の取扱いについて

今般の震災に関する保険診療上の取扱いにつきまして、現場で混乱が生じているとの声が寄せられていることから、取り急ぎ下記のようにご連絡いたします。

つきましては、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

記

Q. 一部負担金等が猶予される被災者であって、被保険者証がなく、本人が社保か国保のどちらか分からない場合はどのように対応したらよいか？

A. 社保か国保が不明なことをカルテに記載の上、一部負担金等を猶予してください。

Q. 診療で支援医薬品を使用した場合の取扱いについては、どのように考えたらよいか？

A. 明らかに支援医薬品と分かるもの以外は、被災地での医療現場の混乱を最小限にするために、請求して構いません。

Q. 救護所、避難所救護センター等での医療行為は、どこに請求することになるのか？

A. 救護所、避難所救護センター等は保険医療機関ではなく、災害救助法に基づく施設であるため、原則、医療に要した費用は県、市町村に請求することになります。詳細については、県、市町村と相談してください。